

(参考様式3)

会 議 録

会議の名称	平成27年度第2回東村山市保育料等審議会				
開催日時	平成27年10月20日(火) 19:00~20:00				
開催場所	いきいきプラザ2階 学習室				
出席者 及び欠席者	●出席者： (委員) 杉山浩章会長、遠藤剛之職務代理、渡邊儀一郎委員、武城順子委員、磯村智香子委員、小林孝幸委員、比留間康昌委員  (市事務局) 野口子ども家庭部長、田中子ども家庭部次長、高柳子ども育成課長、半井児童課長、吉原子ども育成課長補佐、小町児童課長補佐、大石子ども育成課保育・幼稚園係長、嶋崎子ども育成課主事、橋本子ども育成課主事、柳田子ども育成課主事  ●欠席者：なし				
傍聴の可否	可	傍聴不可の場合はその理由		傍聴者数	1名
会議次第	1. 開会 2. 事務連絡 3. 議事 (1)教育標準時間認定の利用者負担(保育料)について (2)保育認定の利用者負担(保育料)について 4. その他				
問い合わせ先	子ども家庭部子ども育成課保育・幼稚園係 042-393-5111(内線3198)				
会 議 経 過					
1. 開会 2. 事務連絡 3. 議事  (1)教育標準時間認定の利用者負担(保育料)について  ・会長 議事(1)教育標準時間認定の利用者負担(保育料)について、昨年12月22日の保育料等審議会の答申において、幼稚園と保育所等の保護者の保育料負担については、新制度開始後、実績を踏まえて検証すべきとされていることから、本日はその部分について事務局より説明を願いたい。  ・子ども育成課長 教育標準時間認定の利用者負担について、前回は議事の対象となっていなかったため、今回説					

明させていただきます。

平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援新制度が開始され、幼稚園と保育園の利用者負担額の算定については、市町村民税所得割額に統一されることになった。保育所の保育料の算定について従来までは所得税額を基に算定していたが、平成 27 年度からは市町村民税所得割額に統一されたことによってそれぞれの利用者負担額を比較しやすくなった。教育標準時間認定、つまり幼稚園と認定こども園の 1 号児については国の定めた利用者負担の基準額を採用し、市としてもこれを見直す考えはない。

今回は新制度により幼稚園と保育所等の保護者の利用者負担について、確認・検証することが趣旨である。

#### 資料 1 について説明

##### ・子ども育成課長

幼稚園の利用者負担については、国の定めた利用者負担の階層区分となっており、基本的に 5 区分となっているが、保護者補助金の関係からもう 1 区分追記して 6 区分の表記をしている。

例を挙げると、市町村民税所得割額が 77,100 円の場合では、幼稚園利用者負担では、第 3 階層に該当し、利用者負担は 16,100 円になるが、幼稚園の保護者には所得に応じて保護者補助金が交付されることになるため、保護者補助金が 7,800 円交付され、実質負担額は月額 8,300 円となる。なお、幼稚園、認定こども園については給食費を実費徴収することになっている。保育認定について所得割額が 77,000 円のところをみていただくと利用者負担は 12,000 円となる。仮に同じ所得の方が幼稚園、保育所を選んだ場合、今まででは、幼稚園の補助金の算定については市町村民税の所得割額であり、保育所の保育料の算定では所得税であったということもあり、なかなか比較は難しかったが、平成 27 年 4 月からともに市町村民税所得割額を算定根拠とすることになったため、このように比較が容易になった。

同様に、市町村民税所得割額が 130,000 円の場合、幼稚園の方は所得割額が 211,200 円以下の世帯に該当するので実質負担は 13,700 円となる。一方で保育所の利用者負担は 13,100 円となる。また、市町村民税所得割額が 220,000 円の場合は、幼稚園の実質負担は 20,000 円になるのに対し、保育所の利用者負担額は 19,800 円となる。更に市町村民税の所得割額が 260,000 円の世帯では、幼稚園の実質負担は 22,400 円であるのに対し、保育所の利用者負担額は 22,600 円となる。

幼稚園の教育時間は基本的に 4 時間であるのに対し、保育所の標準の保育時間は 11 時間となっている。保育時間に違いはあるものの、利用者負担額にはほとんど差がない状況である。

先ほども申し上げたが、教育標準時間認定の利用者負担額は国の定めた利用者負担の基準額を採用しているため、市としては見直す考えはない。

##### ・会長

各委員の皆さんから、意見はないか。

##### ・A 委員

この金額については、幼稚園・保育所の利用者についていつ知らせたのか。

##### ・子ども育成課長

今年の 3 月の議会で利用者負担の新規条例を制定し、その後に通知をした。保育所に関しては 4 月分の保育料は 5 月分と同時期に 5 月上旬に納付書を送るので、その際に一緒に通知を送付した。

幼稚園については個々の施設が徴収を行っているため個々の幼稚園で説明を行っている。

##### ・A 委員

知らせた後で、異議申し立て等はあったのか。

##### ・子ども育成課長

なかった。

- ・会長

他に意見はあるか。

- ・職務代理

私も幼稚園に携わる者として意見を述べさせていただくが、幼稚園と保育所の利用者負担は新制度に基づいて比較をすると、幼稚園の月額の利用者負担は国が定めた額になっている。そして幼稚園は必要に応じて上乗せはできる。各階層の金額から、保護者補助金を差し引いた額が実質負担額となっているが、※印にあるように利用者負担額に給食費が上乗せされる。一方で保育所に関しては、給食費が既に利用者負担額に含まれている。幼稚園の給食が1食400円とすると、月に8,000円の支出となる。例えば利用者負担額が25,700円の第6階層では、およそ月30,000円の負担となる。

さらに幼稚園は原則教育時間が4時間であるのに対し、保育所は保育時間が11時間となっており、保育所は幼稚園の倍以上の時間を預かってくれることになるが、預かり時間が長い割には利用者負担が安めに設定されていると思っている。このことから、保育認定の利用者負担については、市が定めた国基準の50%という設定は、無理のない範囲なのではないかと思う。

- ・会長

ただいま事務局から話があったとおり教育標準時間認定の利用者負担は国の定めた基準額としていることから、特に改正の必要はないものと考えている。

今回は教育標準時間の利用者負担の利用者負担と保育標準時間の利用者負担を実際に比較することで、保育時間に差はあるものの、実質的な利用者負担に差はないことが分かった。議案1については以上とする。

## (2) 保育認定の利用者負担（保育料）について

- ・会長

保育認定の利用者負担について、昨年12月22日の保育料等審議会の答申において、保育所の保育料は平成27年度の国基準比率の状況を踏まえ、平成28年度において50%になるよう検証すべきであるとしており、前回事務局から改定案が出たところであるが、本日は事務局から再度説明していただき、一定の結論を出したいと考えている。

- ・子ども育成課長

議事2について保育認定の利用者負担について、前回の保育料等審議会において利用者負担額の見直しについて事務局からの改定案を提示したが、その際比留間委員から改定率も記載した方が分かりやすいのではないかとのご意見いただいたので、事前配布した資料2には改定率も掲載している。なお、平成26年12月22日の答申においては、保育所の保育料は平成27年度の国基準比率の状況を踏まえ、平成28年度において50%となるよう検証すべきであるとされているほか、本答申による改定後の影響等については、平成27年度以降の保育料等審議会で検証したいとされている。

このような経緯を踏まえ、今回の改定案を提示している。

### 資料2について説明

- ・子ども育成課長

3歳未満児の利用者負担については、国基準比率の50%を充足していることから、今回は改定しないこととしている。今回の改定は国基準比率の50%を下回っている3歳以上児の利用者負担を見直し、国基準比率の50%に近づけるものとする。

C階層を例に説明すると、3歳以上児の利用者負担は現在月額5,600円であるが、改定案では月額500円引き上げ、月額6,100円となっている。改定率は8.9%の増となる。第2子については第1子の50%となっていることから3,050円となることになる。第3子についてはこの4月から無償化になっていることから0円となっている。

基本的には国の階層区分ごとに改定額を定額としており、段階的に引き上げ幅を大きくし、

D20 階層では、月額 3,800 円の引き上げとなる予定である。なお、改定率の一番高い階層は D6 階層で 20.6%となっているが、この部分については補足をしたい。

D6 階層の国基準では、41,500 円となっている。当市の改定前の状況では 13,100 円であり、率にすると国の基準に対して 31.6%とかなり低くなっており、そこを中心に改善を図っている。そのため、改定率が高くなっている。全体を 50%に押し上げるとなると、低い部分についてはそれなりに引き上げなければならない。

国は利用者負担を 8 階層としているが、当市ではより世帯の所得に応じた負担になるよう国より所得階層区分を細分化し、従来より 23 階層としていることも関係している。そのため市の各階層区分については国の利用者負担の 50%に統一されているわけではなく、階層ごとに国基準比率が異なっている状況である。

今回の改定によって、3 歳以上児の保護者負担割合、すなわち国基準比率が 49.8%となる。保育標準時間認定の 3 歳以上児と 3 歳未満児の合計では対国基準比率が 50.8%となる。

#### 資料 2 の 2 ページ目についても説明

##### ・子ども育成課長

資料にはないが、保育標準時間認定と保育短時間認定を合計した対国基準比率を算出したところ、50.75%となった。短時間認定の方が対国基準比率は若干低い対象者は少ないため、それほど比率は下がらなかった。

資料 2 については以上となるが、事務局としては平成 28 年 4 月からこの改定案で利用者負担を見直したいと考えている。

##### ・会長

前回の審議会の中でも説明をし、その後各委員から質問等があったが、意見等はなかった。ただいまの説明も踏まえて各委員からご意見をいただきたいと考えている。

##### ・B 委員

1 点目として、資料を見たときに改定率がすごくアンバランスだと感じた。今、説明をいただいたように、D6 階層の 31.6%で非常に低いので、20%以上の改定率にしたというが、国基準比率という点に着目して話をするなら、D20 階層が 30%台のままなのはどうか。D20 階層は国基準だと 101,000 円であるので、そこを基準に考えると、31%程度にとどまっている。この階層をあげろというわけではないが、同じような国基準比率と差があるところで、引き上げ方にアンバランスさがあると思う。D6、D7 階層は人数的にも多い階層なので、そこを狙ったのではという見方をしてしまう。

市が待機児童を解消するために必要な増額については保護者も受け入れてきてはいるが、その負担に対して一部分の人だけが負担が大きくなり、それ以外はそうでもないというような状況は不公平ではあると思う。前回も D20 階層は 3,800 円の値上げとは聞いているが、31.6%で低いから D6 階層を上げたというのであれば、国基準比率をベースにして、同じような国基準比率のところは同じように値上げしてもいいのではないかと。

2 点目は、平成 24 年度、平成 25 年度は 3,000 円くらいの増額に対して 2 年間の段階を経て改定を行っている。前は 1 年目に 1,900 円の増額、2 年目には 1,200 円、1,300 円の増額を行っているので、1 年でいきなり 3,800 円の増額となると、急激な負担感を感じるようになるので、やはり 2 年の段階を経て改定をしてもらいたい。

##### ・子ども育成課長

改定率にするとばらつきがあるというのは見ての通りである。前回の改定と同様、定率で行うのか定額で行うのかはやり方はいろいろあるところではあるが、国の階層区分を基本に定額で行うということで、負担能力に応じて傾斜をつけた。平成 24 年度の見直しでは一律 1900 円、平成 25 年度の見直しについては 1200 円又は 1300 円としているが、今回は基本的に国の階層区分に応じて定額で行う予定である。

前は平成 23 年度に保育料の改定、平成 24 年度、平成 25 年度の二か年で保育料を見直している。そういうことも含めて改定時期については検討していきたい。

先ほど D6 階層の例をとったが、D8 階層は 20%を超えているところを中心にかなり開きがあるのは事実である。その理由として、国の階層は 8 階層を基準としており、市は 23 階層に細分化していることからばらつきが出てきてしまう。すべてを国基準比率の 50%にしようとするれば 8 階層になってしまう。そうすると税金が少し上がっただけで保育料が 1 万円も 2 万円も上がってしまうことになる。保護者の負担を軽減するために細分化しており、1 階層上がったとしても、国の階層ほど利用者負担が値上がりしないようにしている。

そういう意味で比率が低い階層については是正していくという意味で見直しをしており、C 階層から順に引き上げ額が上がるようにしている。

・ B 委員

改定額の設定を国の階層の 8 区分にこだわる理由はなんなのか。東村山市は利用者負担の階層区分が 23 階層になっていて、保護者にとってありがたいと思っているが、改定については 8 区分になっている結果、改定率にばらつきが生じていることから、改定額の設定を 8 区分にこだわる理由はないのではないか。

・ 子ども育成課長

平成 27 年 4 月からこの表になっていて、国の階層区分と基本的に合致するような範囲の中で 23 区分と細分化しているところである。最終的に国の基準と比較することになるため、国の基準を意識した中で改定を行う必要があるため、国の 8 区分を意識している。

・ A 委員

今話を聞いて、23 区分に設定し、それぞれの区分で上がる金額を比較した場合、D4、D5 階層の増額は 1,100 円であるのに、D6、D7 階層の増額が 2,700 円であり、両者の差は 1,600 円にもなる。D3 階層と D4 階層の増額の差が最高でも 600 円の差で、他はおおむね 200 円ずつの差にしかっていないのに、この D6、7 階層だけ 1,600 円の差と開きが出ている。この階層に位置する世帯は、一般的な子育て世帯なのではないかと思う。だから国基準比率の 50%に近づけるために母数の多いこの階層を狙ったのではないのかと穿った見方をしてしまう。

・ 子ども育成課長

D5 階層については国基準比率の 44.4%であり、D6 階層は国基準比率の 31.6%となっている。D8 階層も 27.4%と非常に低い値になっている。結果として、このあたりが低いことが全体を押し下げている状況である。これを D20 階層の世帯にすべて負担してもらうことはできないため、平準化しているところである。幼稚園に比べれば保育所の利用者負担はかなり軽減されていることから、国の基準の 50%を目途にしているので、一定の理解をしてもらいたい。

・ 会長

確かに事務局が言ったことも必要であるので、理解をしていかななくてはならないと思う。C 委員は前に要望いただいた、改定率をご覧になって何か意見はあるか。

・ C 委員

改定率をみるにあたって、やはりベースが異なっているため、改定率をみるのは数値としてはおかしいとも思う。改定率をみるのであれば改定前の状況が適切であればいいのであるが、そうではない場合は若干ナンセンスであるとは思う。

また、改定額は見たときにわかりやすい。改定率から額を割り出すとなると、元の数字をかけなくてはならないためわかりにくいという面がある。この点改定額は絶対額なのでわかりやすいと思う。

・ B 委員

D6、D7、D8 階層が子育て世帯の中で多い世帯だと思う。改定によってこの人たちが一番負担増になる。なぜ、この階層が前は低かったのか、よく解釈すれば子育てをもっとしてほしいという思いを込めて低くしてあったのだと思う。そのためその意味を生かした方がいいのではないか。

- ・子ども育成課長

今回3歳以上児の利用者負担を見直すにあたって、各階層いろいろ分析してみたところ、やはりかなり低額で抑えられていた階層区分があった。全体を国基準比率の50%に近づけていくにしてもその階層をいきなり50%に上げるわけではない。今回その階層を値上げしないとすると、その分他の階層が負担することになる。この階層の現在の国基準比率が31.6%であり、今回2,700円増の値上げをしても全く50%には届かない数字である。

改定をした場合でも国基準比率が38.1%であり、改定をすとしてもこの階層はまだ全体から見れば低いといえる。

- ・会長

一応各委員さんから階層ごとにご意見をいただいたところである。具体的に見てD委員、何か意見はあるか。

- ・D委員

今回改定案として、市の方から示されているこの改定案で特に問題ない考えるので、私は賛成する。

- ・職務代理

国基準比率50%を目指してやっているのであるから、市の改定案でいいのではないかと思う。

- ・会長

前回の会議でも一定の説明をいただき、今回の会議でも詳細な説明をいただいている。本件について12月定例会において議案審議となると思うが、昨年の12月22日の保育料等審議会の答申の内容を踏まえて事務局より提案された改定案で改定することが妥当であると思う。

前回も、今回も磯村委員からご意見あったように、保護者負担を軽減するということからして平成28年度と平成29年度の二か年で改定していくことを検討したいと事務局から提案いただいたが、そのようにまとめてよろしいか。

以上をもって議案2については集約させていただきたい。

#### 4. その他

- ・会長

児童クラブ使用料について、事務局から説明をいただきたい。

- ・児童課長

前回の審議会において、児童クラブ使用料の、「使用料」という名称について、武城委員からご意見をいただいたので、説明する。

資料3について説明

- ・児童課長

前回、使用料という呼称は児童クラブという施設を使うことから使用料という名称であると説明したが、説明不足であったので、あらためて説明する。

自治体の施設を使うことは、公的に使用料というため、間違っているわけではない。予算上の項目名称でもそうなっているので、役所的には正しい使い方をしている。一方で保護者の方には児童クラブ費として使い分けている状況である。

使用料という名称は、児童館条例第9条に使用料として、自治体が市民に施設を使用させる際には使用料という。児童館は児童向け施設であることから使用料は無料ということが記載されている。児童クラブについて、児童クラブは児童館の分室という位置づけになっていることから、予算上使用料となっている。

次に児童クラブ費については、第11条に児童クラブ費の納入と記載され、第12条でも児童ク

ラブ費となっていることから、一般的には児童クラブ費という名称が使われている。保護者の方に送付する納入通知書にも児童クラブ費と記載されていることから使用料と児童クラブ費を事務上使い分けているとして、皆様には児童クラブ費ということでご理解いただければと思う。

参考に申し上げます、各市の名称は、育成料、保育料、学童クラブ費など、各市さまざまになっているという状況である。以上である。

・会長

ただいまの件については議事ではないので事務局の説明をもって以上とする。

今年度の審議会については今回で最後とし、新年度については新体制で開催させていただくことになる。

事務連絡

子ども家庭部長の挨拶があり、終了。

<終了>